

令和4年度 指定管理者モニタリング票

所管課名 文化スポーツ観光交流部 観光振興課  
 電話番号 0835(25)2233

1 施設の概要

施設名称	三田尻塩田記念産業公園
設置目的	我が国の塩業史に重要な役割を果たし、郷土の産業基盤を形成した三田尻塩田（三田尻六ヶ所浜）を顕彰するとともに、市民の利用に供し、遺跡の保存と活用を図り、もって郷土の歴史研究及び観光の発展に資するため、三田尻塩田記念産業公園を設置する。

2 指定管理者の概要

指定管理者	名称	三田尻塩田記念産業公園保存会
	代表者	会長 柴田 学樹
	所在地	防府市大字浜方381番地の3
指定期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日（3年間）	
選定方法	非公募	
(非公募の理由)	設置当初から現在まで同施設を安定して運営してきた実績があり、また、習得に長い年月を要する製塩技術、知識を高いレベルで有している。 塩田公園保存会の役割と施設の設置目的・機能とが一致しているため。	
利用料金制の有無	無	

3 指定管理業務の運営状況

業務内容 (具体的に)	(1)事業の実施に関する業務 ①塩に関する資料の保管、展示等を行うこと ②製塩作業の体験学習の指導を行うこと ③資料、施設等を使用に供すること ④その他市長が必要と認める事業を行うこと (2)施設等の管理に関する業務 ①三田尻塩田記念産業公園の施設等の維持管理に関する業務 ②その他指定管理者が三田尻塩田記念産業公園の管理上必要と認める業務				
組織体制	園長 1人、副園長 1人、受付事務 2人 合計 4人				
労務環境	雇用や労働条件等については、労働関係法令に基づき行われている。				
利用状況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	—	—
①利用者数（単位：人）					
	目標値	4,000	—	—	—
	実績値	2,610	—	—	—
	分析	新型コロナウイルス感染症の影響により伸び悩んでいるが、前年よりは増加した。			
②					
	目標値				
	実績値				
	分析				

4 指定管理者の業務に係る収支状況

①指定管理業務に係る収支					
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	—	—
指 定 管 理 料	9,059,000	—	—	—	—
利 用 料 金	—	—	—	—	—
そ の 他	208,829	—	—	—	—
収入計(a)	9,267,829	—	—	—	—
人 件 費	6,232,785	—	—	—	—
光 熱 水 費	691,043	—	—	—	—
修 繕 費	856,900	—	—	—	—
そ の 他	1,487,101	—	—	—	—
支出計(b)	9,267,829	—	—	—	—
収支(a-b)	0	—	—	—	—
分 析	人件費の増額等により指定管理料が増加した。また、施設の老朽化のため修繕費の支出が増加した。				
②自主事業に係る収支					
収入計(c)					
支出計(d)					
収支(c-d)					
主な内容					

5 利用者満足度

調 査 概 要	実施方法	入園者へアンケート調査用紙を配布
	時期	令和4年4月～令和5年3月
	回収率	11.68%
	満足度の割合	98%
対応状況	ソフト面に対する満足の声が多かったため、引き続き丁寧な案内や説明を実施する。	

6 評価

指定管理者による自己評価	<p>1 来園者数—2,610人（昨年度2,380人） 昨年度より微増。「塩田まつり」をはじめ例年と同様のイベントは開催したが、コロナ対策をしながらの規模縮小や人数制限等の規制もあり、大きな増加には至らなかった。</p> <p>2 イベント効果 「夏休み親子塩作り体験」「楽しい塩たき教室」や個別予約による塩浜体験、「浜引き」「撒潮」「塩たき」といった気軽にできる体験を実施することによって、入園者の満足度が高くなっている。</p> <p>3 施設管理 老朽化しつつある塩田地場、濃縮台、浜屋等は点検をまめにし、必要に応じて職員で修繕し、維持管理に努めている。</p> <p>4 改善 会長自らが市内校長会で体験学習での活用をPRするなど集客回復のための努力はしている。今後市内の諸団体への訪問PRや出前講座等により、市内のリピーターを増やす。また、フェイスブック等のさらなる活用により、体験できる魅力ある公園としていきたい。</p>
市の評価	<p>入園者数は目標に到達していないが、コロナ対策を講じながらの運営やイベント実施により昨年度からは増加しており、また、学校関係者との連携を積極的に行う等、入園者の増加に努めている。</p> <p>塩づくり体験や施設案内においては、効果的な案内や丁寧な説明をすることで入園者の満足度の向上に取り組んでおり、リピーターの来園にもつながっており評価できる。</p> <p>施設管理においては、必要な修繕を行う等、適切に管理していると認められる。</p>